

山梨県高齢者等インフルエンザ予防接種促進事業実施要領

第1 目的

インフルエンザによる高齢者等の重症化を予防し、新型コロナウイルス感染症対応に当たる医療機関の負担を軽減するため、高齢者等の定期接種に係る費用を助成し、もって高齢者等のインフルエンザ予防接種（以下、「接種」という。）を促進する。

第2 業務の委託

事業主体は山梨県（以下、「県」という。）とし、事業の実施については、一般社団法人山梨県医師会（以下、「受託者」という。）に委託するものとする。

第3 委託期間

契約締結の日から令和5年3月31日までとする。

第4 事業内容

1 接種対象者

本事業における接種対象者（以下、「対象者」という。）は、市町村が定期接種の対象としている者（①65歳以上の方あるいは②60～64歳で心臓、腎臓、呼吸器、HIVによる免疫機能障害のある方等）とする。

2 実施期間

本事業の実施期間は、令和5年1月16日から令和5年2月28日とする。

3 実施医療機関

本事業における接種の実施医療機関は、各市町村が定期接種の実施を可能とした医療機関のうち県内に所在する医療機関（以下、「実施機関」という。）とする。

4 助成額及び助成回数

（1）助成額

本事業による助成額は、実施機関の接種費用から市町村の公費負担額を控除した額（以下、「自己負担額」という。）とする。

（2）助成回数

本事業により対象者が接種を受けることができる回数は1回を限度とする。

5 事業の流れ

（1）事業の周知

① 受託者は、実施機関に対して、通知等により本事業の周知及び本事業の実施に必要な関係書類の配布を行う。

- ② 県は、メディア等の媒体を活用して対象者の接種を促進するよう働きかけるとともに、各市町村を通じて、対象者に対し本事業の周知を図る。

(2) 自己負担額への助成

接種を受けた対象者（以下、「被接種者」という。）の自己負担額及び接種費用全額の助成は、接種の時期や実施機関の設定する接種費用等により、以下のとおり取り扱うこととする。

なお、助成額は被接種者から窓口で徴収せず、実施機関が受託者へ請求する。

助成の手続き

- (ア) 被接種者は、窓口で助成を受けるに当たり、同意書（様式①）を実施機関の窓口提出する。
- (イ) 実施機関は、助成額の請求に当たり、a から c までの書類を接種した月の翌月 15 日（土日祝日の場合は、次の平日）までに受託者に提出する。
- a 山梨県高齢者等インフルエンザ予防接種促進事業自己負担額請求書（様式②）
 - b 同意書（様式①）
 - c 被接種者の予診票の写し
- (ウ) 受託者は、実施機関から提出された請求書類の内容を審査し、これを正当と認めるときは、受理した日から 30 日以内に実施機関の指定する金融機関口座に助成額を振り込む。

(3) 県への報告

受託者は、月ごとの実績（助成人数及び助成金額）を「山梨県高齢者等インフルエンザ予防接種促進事業実績報告書」（様式③）により翌々月 15 日までに県に報告するものとする。ただし、令和 5 年 2 月分の実績については、同年 3 月末日までに報告するものとする。

第 5 指導監督

県は、委託した事業の実施にあたり、適正かつ円滑に実施されるよう指導監督するものとする。